社会福祉法人養父市社会福祉協議会

給食サービス事業実施要綱

平成19年４月１日制定
平成21年４月１日改正
令和６年４月１日改正

（目的）

第１条　調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供することで健康管理に努めるとともに、当該利用者の安否確認を行うことを目的とする。

（実施主体）

第２条　給食サービス事業（以下「本事業」いう。）の実施主体は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」いう。）とする。

（事業の内容）

第３条　本事業は、民間事業者の弁当を利用者に定期的に提供をするとともにボランティアによる配達及び安否確認を行うものとする。

２　本事業の実施日は、毎週水曜日及び金曜日の昼食とする。ただし、実施日が祝祭日の場合は、直近の曜日に振り替えるものとする。

（利用対象者）

第４条　本事業の対象者は、養父市内に居住する者で高齢及び心身の障がい、疾病等の理由により調理が困難な者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　おおむね70歳以上のひとり暮らしの者
（２）　高齢者のみの世帯に属する者
（３）　身体障がい者
（４）　その他本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者

（利用申請）

第５条　給食サービスを利用する者は、給食サービス利用申請書（様式第１号、以下「申請書」という。）により、本人又は当該世帯の生計中心者が会長に申し込むものとする。

２　会長は、申請書に基づき、速やかに利用対象者の世帯状況等を給食サービス利用申請者アセスメントシート（様式第２号）により調査し、給食サービスの実施を決定する。

（費用負担）

第６条　利用者の費用負担は、１食当たり５００円とする。

（食品衛生管理）

第７条　本事業の実施に当たっては、利用者の健康等を十分勘案するとともに食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つものとする。

（台帳の整備）

第８条　本事業の実施状況等を明らかにするため、給食サービス利用者台帳（様式第３号）を整備するものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年６月１９日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

様式第３号（第８条関係）

給食サービス利用者台帳

配食年月日 ： 令和　　年　　月　　日（　　曜日）

No.	住所	利用者名	電話番号	安否確認	利用料	備　考
1				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
2				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
3				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
4				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
5				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
6				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
7				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
8				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
9				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	
10				健在　不在 （　　）	領収　未収　集金不要	

＿＿＿＿＿＿＿＿食　　領収金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円